

中高生のための 憲・法・講・座

考えよう。憲法は誰のために、何のためにあるの？

刑事手続法入門

将来の裁判員候補の皆さんへ

とき

2012年3月10日 土
13:00 - 16:30 (集合 12:30)

ところ

札幌弁護士会館 5F

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館

最近もえん罪事件がありましたが、
無実の人がなぜ犯人とされてしまうのでしょうか。
弁護士は、なぜ“悪い人”のことまで弁護するのでしょうか。
皆さんも、将来裁判員となるかもしれません。
そして、誰かに死刑判決を下す立場になるかもしれません。
今回のゼミナールでは、中高生の皆さんと、刑事手続について考えてみたいと思います。
ゼミナールの目的は、一定の結論を出すことはありません。
議論することを学んでほしいと考えています。
事前準備はいりませんし、正解を求めるものでもありません。
皆さんの参加をお待ちしています。

ゼミナール参加者、見学者とも無料です。

参加費
無料

※公開ゼミナールの生徒として参加を希望される中学生・高校生のみなさんは下記のとおり応募が必要です。見学者の方は、応募や予約はいりません。直接会場にお越し下さい。



●応募対象
中学3年生・高校生

●応募締切り

2012年2月29日 必着

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。
結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

●応募方法

裏面の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、
下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。
※見学の方は応募不要です。

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F

札幌弁護士会

『中高生のための憲法講座』係

TEL 011-281-2428 FAX 011-281-4823

E-mail kenpouiinkai@satsuben.or.jp

中高生のための 憲・法・講・座

について



参加者の声

〈参加者アンケートに対する回答の一部から〉

- 1 「想像以上に内容が濃くてとてもおもしろく楽しめました。」
- 2 「法律の有無、無罪と決めるのは凄い難しいことだと思いました。凄い楽しかったです。」
- 3 「すごく勉強になりました。来てよかったなあーって思いました。」
- 4 「議論することの大切さ、楽しさ、難しさなどを感じた。」
- 5 「マジで面白かった。」
- 6 「難しい事例について同年代の人達と討論できたことはとても刺激になった。」

応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、下記宛てに郵便、FAXまたはメールでお送りください。
※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます、結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F
札幌弁護士会『中高生のための憲法講座』係
FAX 011-281-4823 Email kenpouiinkai@satsuben.or.jp

✂ 切り取り

▼ 応募用紙

2012年2月29日(水) 必着

フリガナ					
氏 名			TEL	-	-
住 所	〒 □□□-□□□□				
学校名			学 年		
この講座を何で 知りましたか？	☐ チラシ ☐ ポスター ☐ 弁護士会HP ☐ 学校の先生 ☐ 友人・知人 ☐ 新 聞 ☐ テレビ ☐ その他 ()				